

法務委員會議録 第四号

昭和三十一年二月八日(水曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 高橋 誠一君

理事 高瀬 傳君 理事 福井 盛太郎君

理事 佐竹 晴記君

小林 鎭君 世耕 弘一君

林 博君 古島 義英君

松永 東君 宮澤 胤勇君

横井 太郎君 横川 重次君

神近 市子君 武藤進十郎君

志賀 義雄君

出席政府委員

法務政務次官 松原 一彦君

検事(民事局長) 村上 朝一君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総局長) 宇田川潤四郎君

局家庭局長

専門員 小木 貞一君

二月七日

進駐軍による被害者遺家族の補償に
関する法律制定の請願(宇都宮徳馬
君紹介)(第三六八号)

鹿児島地方裁判所川内支部庁舎等改
築の請願(小牧次生君紹介)(第三九
〇号)

鹿児島地方裁判所加治木支部庁舎建
設の請願(小牧次生君紹介)(第三九
一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員及び小委員長の補欠選任

第一類第三号

法務委員會議録第四号 昭和三十一年二月八日

家事審判法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二号)

○高橋委員長 これより法務委員会を
開会いたします。

この際小委員及び小委員長の補欠選
任についてお諮りいたします。すなわ
ち、最高裁判所機構改革に関する小委
員四名、外国人の出入国に関する小委
員四名、交通犯罪防止に関する調査小
委員三名及び同小委員長がそれぞれ欠
員となっております。これらの小委員
及び小委員長の補欠選任については委
員長より指名するに御異議ありません
か。

○高橋委員長 御異議なければ、最高
裁判所機構改革に関する小委員に、池
田清志君、菊地養之輔君、佐竹晴記君、
武藤進十郎君、外国人の出入国に関す
る小委員に、池田清志君、佐竹晴記君、
菊地養之輔君、武藤進十郎君、交通犯
罪防止に関する調査小委員に、池田清
志君、菊地養之輔君、佐竹晴記君、交
通犯罪防止に関する調査小委員長に池
田清志君、以上をそれぞれ御指名申し
上げます。

○高橋委員長 これより家事審判法の
一部を改正する法律案を議題としたし
ます。

なお、本案について最高裁判所当局
より出席説明いたした旨の申し出が
あります。これを許可するに御異議あ
りませんか。

○高橋委員長 御異議なければ、さよ
う取り計らいます。

○佐竹(晴)委員 それでは質問いたし
ます。

○高橋委員長 本法案は法務省提出であります。が、
その内容は裁判所の職務権限に関する
ものでありますから、最高裁判所とも
よくお打ち合せをなさって協議の上に
出されたものと思ひますが、さようで
ございませうか。従つて、最高裁判所の
宇田川家庭局長の提出されました資料
も法務省とよく相談の上になされたもの
と思ひますが、いかがでありますか。
またこれを承わつておきたいと思
ひます。

○村上政府委員 この法律案は、最高
裁判所当局からむしろこういう内容の
法律案を提案してもらいたいというこ
ろであらうかという申し出がございま
し、私どもの方と十分協議いたしまし
て、かような案を確定いたしましたので
ございす。従ひまして、この案の内容に
つきましては、裁判所当局と法務省と
の間には十分打ち合せができておりま
す。また、資料につきましても、家庭
裁判所の運用の実情に関する資料が中
心でございすために、最高裁判所事
務総局家庭局の方にお願ひいたしまし
ますが、もとより、この資料につきま
しては、法務省といたしましても全幅

の信頼を置いておる次第でございま
す。

○佐竹(晴)委員 今回の改正について
の説明によれば、家庭裁判所において
審判がなされ、あるいは調停が成立し
たとしても、これらの審判または調
停で定められた義務の履行が十分保
障されないとするならば、家庭裁判所
に救助を求める当事者の紛争が終局的
に解決せられたとは言えないのはもと
よりで、家庭裁判所法制定の趣旨の完
全な実施にはまだほど遠いものがある
と言ねばならぬとお述べになつて、
これが基本的理由となり、かつ家庭裁
判所の実情にかんがみて、強制執行だ
けでは十分な効果をあげ得ないから、
審判または調停で定められた家事債務
の任意履行を促進することを確保する
ため本改正をしようとするものであ
る、かようにお述べになりまして、し
こうして、その改正の骨子は、履行の
勧告と、履行命令に従わない者に対す
る制裁、それから金銭の寄託である旨
を御説明になったのであります。これ
によれば、本改正の基本的理由は、裁
判のやりっぱなし、調停のやりっぱな
しということでは究極の目的が達せら
れない、従つて、裁判、調停の結果を
実現するように、裁判所自身がそこま
で努力をすべきであるという見地に
立つておられるのであります。ところが、
これは果して裁判制度の本則を乱
るおそれはないであらうか。旧来裁判
と執行とを截然区別いたしましたのは、
そこには根本的理由がございま

す。裁判官は裁判をすることをもって
使命とし、その結果を得るための努力
に容赦せしめなかつたのであります。
これを家庭裁判所に許すことになれ
ば、一般裁判制度の上に重大な影響を
与え、裁判制度の本則を乱るようなお
それを招来することはないであらうま
しょうか。この点に對して御説明を
いただきたいと考えます。

○村上政府委員 一般的に申します
と、佐竹委員の仰せの通り、裁判機関
と執行機関とは別の国家機関がこれに
当ること、それぞれの作用の完璧を
期するために望ましいことなのであり
ますが、家庭裁判所の審判あるいは調
停によつて定められます、いわゆる家
事債務につきましては、その家事債務
の内容から申しまして、裁判所は審判
または調停をしてあとのことは知らな
い、あとは執行吏その他の執行機関に
執行の申請をすればよろしいというこ
とでは、十分に当事者の保護が全うさ
れないという実情から見まして、言ひ
かえますれば、この家庭裁判所の性格
及び家事債務の性質から申しまして、
ある程度、審判または調停だけでな
く、その跡始末と申しますか、いわゆ
るアフターケアと申しますか、審判ま
たは調停のあとの世話も焼いてやるこ
とが適當ではないかということ、こ
の家事債務に限りまして、かような制
度を初めて法律の上に認めることを考
へたわけがございす。ただ、前回家
庭局長からの御説明がありましたよう
に、實際上今までも審判官あるいは調

査官によりまして、ある程度履行の勧告等をやつてきたのでございますが、裁判所という職務権限が法律によつて厳格に定められておるところにおきまして、事実上やるということはおきましくないと考えられますので、ここに法律ではつきりとしたことを認めていただくことにいたしましたのでございます。

○佐竹晴委員 家庭裁判所の職責は、審判及び調停では事足りりせず、その裁判及び調停の結果をおさめるまでめんどうをみよう、いわゆるアフター・ケアをやろうというのが根本的理由と承わりますが、それならば、これはひとり家庭裁判所に限られたことではないと私は思います。一般普通裁判所でありまして、判決や調停をしつぱなしにしておいて事足りりと言ふことはできません。その判決や調停の効果を十分おさめるまで、めんどうを見てやるべきでありまして、これを区別すべき理由はごうもないと存じます。何ゆゑに普通裁判所の判決や調停と区別せられるのか。すなわち、普通裁判所の判決や調停は、やりつぱなしにしておいても、どうなつてもよろしいと言われるのであります。あるいは強制執行だけで十分その目的を達する、かようにおっしゃるのであります。普通裁判所の判決及び調停についてアフター・ケアをやる必要はごうまつもないとおっしゃる、さういふ区別をなされる根本的理由をお示し願ひたいと思います。

る執行に当る機関と、それぞれ別の機関がこれに当ることが政策的に妥当であらうというやうなことで、ただいまのやうな制度になつておると考えるのでございますが、ただ、裁判の制度につきましても、とかく裁判がおくれるというやうに批判がございまして同様、執行の面におきましても、執行が必ずしも適正迅速に行われぬといふ批判もございまして、ただいまの執行制度では債権者の権利の実行は容易でないといふ非難はかなりあるわけでございます。私どもの方でも、執行制度の改善につきましては別途研究はいたしておりますが、ただ、家庭裁判所の家事債務につきましては、もとより審判機関と審判の内容の実現に当る執行をくずすわけではございせんけれども、前回家庭局長から御説明いたしましたやうに、家事債務なり、あるいは家庭裁判所に来る当事者の特色と申しますか、家庭事件の性格から申しまして、一般の民事債務に比しまして、特に審判または調停だけを裁判所がやり、あとは執行機関にまかせるということでもなく、ある程度のアフター・ケアも家庭裁判所がやるのが政策的に適當であらうといふことで、かような例外的な措置を立案いたしました次第でございます。

○佐竹晴委員 家庭裁判所の調停並びに審判について、履行の勧告をしたり、あるいは履行命令を出したり、従わぬ者に対して制裁を与えたり、あるいは金銭寄託を受けるなど、いわゆるアフター・ケアをすることが家庭裁判所の審判及び調停についてきき目があると言われるのであります。ならば、普通裁判所の判決や調停の場合でもそれがきき目のないわけはございませぬ。普通裁判所でも、訴訟になりまして判決になりますと、原告と被告との感情というものが非常に対立をいたしまして、もうほうつておけ、こちらから頭を下げて履行する必要があるといふ空氣になるのが通例であります。そのときに勧告や履行命令がありますと、裁判所への義理合ひもございまいし、うし、よい潮どきだといふので履行する氣になることが多かるうと思ひます。また、普通の貸借でも、感情がとがって、顔を見るのもいやだといふやうなことはよくあることであります。して、そつうな場合には、任意に持参して支払ひをしようなどというところはなかなかできませんが、裁判所を通じて寄託をするといふことならば、やすやすとできます。また、一般不法行為の損害賠償などでは、原告も被告も互にに敵になりまして、とても相手方へ任意に支払ひをするなどということは考えられないことが往々にしてあります。こつういつた場合に、裁判所へ寄託してもよろしいといふことであれば、そのやうな氣まずい感情的衝突を避けることができまして、任意の履行ができるのであります。よつて、この履行の勧告や履行命令や寄託などは、一般の普通裁判所の判決や調停の場合でも、家庭裁判所の事件とほとんど変りのない実情にあるものが大部分であると言わなければなりません。かやうな場合でも一切放任してよろしいものと言われるのか、あるいはそれへまですは手が及ばないと言われるのであるか、手が及ばないといふことになれば、それは経費の關係からくるもの

か、何かそこに特殊の理由がございませぬか。ある種の権利は優遇し、ある種の権利はほうりつぱなしにしようといふ理由は、どういふ考へ得られませぬ。この点、いまだ少しく掘り下げて御説明をいただきたいと思ひます。

○村上政府委員 ただいまの佐竹委員の御意見、まことにごもつともだと拝承いたしましたのであります。家事債務以外の一般の債務につきましても、先ほど申し上げましたやうに、執行制度の改善の方策として、今後とも研究して参りたいと思ひます。

○佐竹晴委員 私は、單なる執行制度の改革などという問題でなしに、裁判をする者が裁判の結果に容喙をする努力をする、その結果の実現をはかることを裁判所の職責とすることそれ自体が、裁判の制度の本則を乱すではないか、もし家庭裁判所にこれを許すとなれば、普通裁判所の場合でもすべて同様になるおそれがあるではないか、こつう言ひのであります。いま一度これを聞きたいのであります。

○村上政府委員 裁判と執行と、それぞれ別の国家機関がこれに當ることが本則でありまして、その本則をくずすといふ意味ではございせん。ただ、家庭裁判所の事件の特殊性から申しまして、裁判所自身がある程度例外的に裁判の実現についての力添えをするのが妥當であるといふ考へから、かやうな措置を立案したのでございませぬが、本則といたしましては、裁判をする国家機関と裁判の内容の実現すなわち執行に當る機関とが別個の機関であるといふ建前を維持することが當然である、こつういふふに考へております。

○佐竹晴委員 家庭裁判所の特殊性に基きといふお話であります。それならば、その点に触れていまだ少しくお尋ねをいたしてみましよう。

今度の提案理由の説明の中にも、強制執行が近親者またはかつて近親の關係にあった者相互間における権利の実現の方法としては少しく強力に過ぎるため、当事者は感情上強制執行の手段に訴へることを回避する傾向があるとおっしゃつております。しかし、昔から、かわいさ余つて倍々倍といふことわざがあります通り、近親者またはその關係にありまして者相互の間における争訟といふものは、普通のそれに比して感情上著しく強烈である場合がむしろ通例でありましよう。たとえは、離婚に對する慰謝料の請求や、冷酷にされた近親者に対する扶助料の請求や、遺産をめぐる骨肉の争ひなどは、普通の貸金返還などよりも感情上その対立がはるかに深刻であると言つてさしつかえないであります。普通の案件などよりも遠慮がちに強制執行を回避する傾向にあるなどということとは、全く実相に合わない見方であると考えます。執行しても相手方に物がないとか、執行しても相手方に物がないとかいふので、涙をのんでそのまゝにする場合は多々ありましようが、こつういふ強烈なる感情を持つてゐる場合に、強制執行といふ手段がございませぬ、とつてい私どもは承服することではございせん。いかがでございませうか。

○宇田川最高裁判所説明員 家庭裁判所の実情を御説明申し上げて、お答えいたしましたと思ひます。

感情上強制執行の手段に訴えることを回避するということは、実際問題として、昨日もちょっと御説明申し上げました通り、離婚いたしましたも、子供がある場合に、親権者が夫になつておる場合がしばしばあるのでありまして、さうな場合に、妻たる家事裁判の債権者は強制執行をすることができないということをししばしば訴えるのであります。また、家事裁判は、この前申し上げました通り、一般的に月賦支払いの場合が多いのでありまして、それは一月二千元、三千元というような少額でございます。従いまして、この点からも、強制執行を執行することが不可能だという場合が多いのでございます。この点は、昨日御説明申し上げました参考資料の第七表にありまして、現に家事裁判については強制執行が行われていないということから推しても、大体明らかじゃないかと存じます。佐竹委員のお話のように、確かに、親族間の争いは、単なる金銭の貸借の争い、その他金銭上の争いよりも熾烈であることはもちろんでございますが、先ほど申したような事柄から、家事債務は強制執行に親しまないという結論が出る次第であります。

○佐竹(晴)委員 ただいま宇田川局長の御説明によりまして、特別な執行の不可能な場合、事実上困難な場合等をおあげになりましたが、過般政務次官の御説明によると、強制執行が近親者またはかつて近親の關係にあつた者相互の間における権利の実現の方法としては少しく強力に過ぎるため、当事者は感情上強制執行の手段に訴えることを回避する傾向があるとおっしゃる。ただいま局長のおっしゃる不可能な場合を私は聞いておるのではないのであります。可能ではあるが、近親の間にあつた者ではこの強制執行という方法によることができつゝいからそれを避けるのだ、だから件数が減つておるのだという御説明でありますので、それは違うじゃないか、むしろ家庭審判事件は普通の貸借よりもっと深刻な場合が多いではないか、こう私は聞いておるのであります。その不可能であるとか事実上困難である特殊の例でないに、かような一般の説明をなさつておるのに対し、感情上強制執行の手段に訴えることを回避する傾向にあるという根拠が私にはわからないのであります。いま一度これを承わりたい。

○宇田川最高裁判所説明員 先ほど私が申し上げましたように、離婚いたしましたも、やはり日本人はかねての夫であるというやうな感情などもございまして、強制執行することが非常にむづかしいという場合もございまして、また非常に情らしいというやうなことで強力に権利を主張したいという場合も非常に多いかと存じますが、そういうやうな場合には、金額が非常に少額なるために強制執行があえてできないという場合があるもので、その辺御了承願ひたい、こう思います。

○佐竹(晴)委員 御説明ではどうも納得しかねますが、先ほど第七表のお話が出ましたし、過日第七表を資料といひまして御説明になっておられますので、それならば、これを基本といひまして一つ具体的にお尋ねいたしてみましよう。

第七表に基いて宇田川局長は過日御説明なさいました。これによると、昭和二十八年九月より十二月までの不動産、船舶及び自動車に対する強制執行の件数は千八百八十七件であるが、そのうち家事審判を債務名義とするものは一件もなく、家事調停によるものがわずかに十七件であつた、次いで、債権及び他の財産権に対する強制執行事件は千五百四十六件である、ところが、このうち家事審判を債務名義とするものは七件、家事調停によるものは四十六件である、次いで、不動産に対する強制執行二百七十九件、家事審判を債務名義とするものがわずかに九件、家事調停によるものが百三十六件である、家事審判並びに家事調停はほとんど強制執行をしていない証拠である旨を説明なさいました。しかし、この差を説明しないといふことは、この差を裁判所と合計したものでありまして、普通裁判所の判決及び調停の総数から、そのうち含まれる家庭裁判所の審判及び調停の数が少いからといつて、普通裁判所の判決及び調停に對しては強制執行が少いといふことが多く、家庭裁判所の方が少いと即断することはできません。一体第七表(2)の強制執行受理総件数は普通裁判所の判決及び調停の何ほどの割合に當るののでありますか。すなわち、当時における普通裁判所の判決及び調停の総数は何件であるのか。それがわからなければ比較になりません。その件数を承わりたいと思います。

○宇田川最高裁判所説明員 佐竹委員の、普通裁判所におけるところの判決、調停の数が出まさんと、家事審判、家事調停における債務名義の数の比較ができまさんので、従つて家事債務に関する強制執行が少いといふことは結論されないといふことは、ごもつともで、私も、この点につきましては、その普通裁判所の判決、調停の債務名義の数をここにあげておりませんが、また取り調べて後に正確な御報告を申し上げたいと思います。ただ、この受理件数二百七十九件のうち百三十六件しかないという不動産に対する強制執行事件、もう常識で考えてあまりにも少いといふことから御推察できるのじゃないかというところから、かようなことになつたわけでありまして、いずれにいたしましても、昭和二十八年九月から十二月までの間に、調停、審判二千四百件あるのにかかわらず、不動産について百三十六件、債権及びその他財産権に対する強制執行は四十六件、不動産、船舶及び自動車に対する強制執行は七十七件といふこと、この前強制執行が少いといふことを御説明申し上げた次第であります。

○佐竹(晴)委員 私は、この表を拝見して、ごまかしだと思つた。ずいぶん大ざつぱな、こんなざつぱなことでは法律を作れるといふことは危険だ、そういう感じを持ちました。資料として御提出になるならば、もう少し正確なものをお出しにならなければなりません。普通裁判所の判決や調停が非常に

多くて家庭裁判所の審判及び調停はごく少いことはわかつております。だから、全部の普通裁判所の事件と一緒にしておいて、そのうちに家庭裁判所の事件がちょびり少いからといつて、そういった対照表を持つてきて、それで家庭裁判所の強制執行は感情上遠慮して回避しているのだなどという根拠になさいますことはごまかしだ、私はこう思つたのです。もしほんとうにそれが事実だといひますならば、もつと具体的な資料をお示しいただきませんければ、私はまだ納得いたしません。

もう一つ承わつておきます。その第七表の説明によれば、「(1)表は、全国の家裁判所で取り扱つた件数のうち、扶養料や慰謝料等金銭の支払を命じた事件の総数を明らかにし、(2)表は、これに對してかかる家事債務の履行を求めたため、強制執行の手段に訴へたものの件数および期間中に申し立てられた強制執行事件の総件数との比較を明らかにしたものである」と説明せられて、そして、七表の(1)において、九月中審判三件、調停五百四十四件、十月中審判五件、調停五百十三件、十一月中審判二件、調停四百五十八件、十二月中審判九件、調停五百八件、総件数二千四百件もあるのに、七表の(2)の審判を債務名義とするものはわずかに十六件、調停を債務名義とするものは百九十九件、合計二百一十五件にすぎないといふ表示がおられるし、ただいまも大よそそういう状態なんだからそう信じていいのだという御説明であります。ところが、第一に、七表(1)の審判及び調停は二十八年の九月から十二月までにあつた審判と調停の計数

を示すだけであつて、その履行期は一切お示しになっておりません。履行期が到達しないのに強制執行のあり得よう道理はありません。さらにまた、任意の履行があつた以上執行の申し立てのあるはずはございません。右九円から十二円までの二千四十件に対し、一体何ほどがその期間中に履行期に達し、しこうして何ほどが不履行になつたのか、その不履行に対し何ほどの執行申し立てがあつたかという事を明らかにしないでは、強制執行に訴える率がかかるはずはございません。よつて、その表中、履行期に達した件数、任意履行済みの件数、残っている不履行が幾らあつて、その不履行中強制執行を申し立てたものが幾らか、これをお示しにならないければ、これは資料の価値はございません。これを明示されたいと思ひます。

○宇田川最高裁判所説明員 佐竹委員の御意見、まことにこもつとも存じます。確かに、二十八年九月から十二月の間に履行期の来ているものの数を第七俵の(1)で示すべきだといふことはその通りでございます。しかしながら、その統計が非常に困難であつたために、やむなくかような件数のみをここにあげたのでありまして、正確に申すならば、佐竹委員のおっしゃるようにならば、履行期の来ている債務名義の数をここにあげ方が理論上正しい。ただ、これはごまかしのためにかような数字をあげたものではございませんで、統計が取れなかつたためにやむなくかような統計をあげたといふことだけ御了承願ひたいと思ひます。

○佐竹(暗)委員 これは不十分であるが、やむなくほんの参考資料である

と、この間おっしゃられれば、私どもも正直にそう聞きます。ところが、説明書に付箋をつけて書いてあるのは、先ほど読み上げました通りに、七俵の(1)は「全国の家裁判所所を取り扱った事件のうち、扶養料や慰養料等金銭の支払を命じた事件の総数を明らかにし、七俵の(2)は、この(1)に対して、かかる家事債務の履行を求めるため、強制執行の手段に訴えたものの件数およびこの期間中に申し立てられた強制執行事件の総件数との比較」ということで、それがこれこれである、だから強制執行を申し立てる者は少い、じゃないか、二千件もあるうちにわずかに二百十五件ではないか、こういつたように明らかに結論づけられておりますために、それはこの資料によつて結論が生み出されるのではないかと、私はさういふ言ひであります。あなたの方の説明があまりに明確でありますために、それは明確ではないではないかと言ふのであります。

私は、さらに進んで、あなたの資料を拝借いたしました。第四表の(1)によれば、審判並びに調停の履行状況は、一時払いについて、履行済み六三・九%、一部履行二六・六%、履行せず八・一%でございます。履行せずがわずかに八%強にすぎません。分割払いの方でも、任意履行が多く、履行せずは一六・四%にすぎません。かように任意履行が絶対多数でありますから、強制執行の要はなかつたのであつて、感情上差押えを回避する者が多いとの根拠にはならないと私は思ひますが、いかがであります。また、少くとも家裁判所の審判及び調停が執行を回避する率が多いと言ひ以上は、一般

普通裁判所の判決及び調停に対する任意履行の率と強制執行の割合をあげなければ、これは結論が生まれません。その一般裁判所の判決及び調停に対する任意履行並びに強制執行の割合及び家裁判所の審判及び調停との比率を、この際説明をいたしたいと存じます。

○宇田川最高裁判所説明員 ただいまの四表につきまして、一時払いの履行率が八・一%にすぎないじゃないか、また分割払いの方が履行率が一六・四%でないか、従つて大した不履行の事実はないのじゃないかといふような御説明でございますが、履行せずは、これは全く履行しない場合もございまして、一部履行しない場合も勘定に入れて考えなくちゃいけないので、一時払いの場合には二六・六%の一部履行がございまして、また分割払いにつきましては一部履行が四〇・六%でございます。従ひまして、これを総計いたしますと約二割二分ほどの不履行の事実があるのでございます。これは、計の三六・七%、一四・一%、さういふことから、さういふ結果になるのでございます。

なお、一般の債権につき債務不履行の比率がどのくらいあるかといふようなことにつきましては、残念ながらその資料をとることができませんので、かような家事債務と一般債務との債務不履行の比較はできません。しかしながら、これとも家裁判所が援助したからかような債務不履行が比較的少くなつておるのでございまして、援助をしないとするならばいふと不履行の事実が多くなるというやうな実情もおくみ取り下さいまして、現在の家事

債務の不履行の状況を何とか家事審判法の改正によつてお救ひ願ひたいと思ひます。ことに、家事債務の債権者は、債権者とは申せ、それによつて糊口をつないでおる者が多いのでございまして、一般の債務の債権者と多少事情を異にしております関係もございまして、この際かりに佐竹委員のように大した不履行の事実はないじゃないかといふやうな御議論がございまして、不履行の者が相当ございまして、ぜひともこれをこのたびの家事審判法の改正において何とかお救ひ願ひたい、こう考える次第でございます。

○佐竹(暗)委員 ただいまの御説明を聞きましてだけでも、今の御説明によつてお認めになる分でも、一時払いの分が、履行済み七八%——一部不履行の場合を加えて二二%ですから、七八%といふのはほとんど八〇%に近いので、十のものを八つまで、百のものを八十まで履行が済んでいて、強制執行の必要はないのです。そこで、当初御説明になりますように、こうした事件が強制執行の規定があつても目的が達せられないやうなふうになり、頭からおつかふせて、そしてそれは近親者もしくは近親の關係にあつた者の相互の間における強制執行としては少しどぎついで、感情上強制執行の申し立てを回避する傾向があるがためだといふ御説明の資料となさいますために、これはあまりにふさわしくない、逆の議論さえも生まれましてはいないかといふことを私はお尋ねをいたしておるのであります。政府の提案理由の骨子は、家裁判所の審判及び調停は強制執行だけでは十分な目的を達し得ないか

ら、別の方法を考へるというにあつて、しかもそれは金銭債務を中心としてお考へになつておらるるのであります。が、さうだとすれば、私がすでに冒頭に述べましたやうに、普通裁判所の判決や調停と区別すべき大した根拠はないではないか、さういふ疑問は解消するわけには参りません。しかし、観点をかえて、家庭裁判所の審判及び調停には、たとえば夫婦の同居その他夫婦間の協力扶助に関する事件とか、あるいは子の監護に関する事件であるとか、財産の管理、共有財産の分割の事件であるとか、それから、先ほど宇田川局長が特に例示いたしておりました特別の場合等は、普通裁判所の判決や調停の場合と全く趣きを異にするものがあつて、また一般金銭債務の強制執行によつて目的を達し得ないものがあつたから、これらについて特に普通裁判所の判決や調停と異なつた特別な方法がほしいのだ、さうおっしゃるならば、私は理解ができません。しかし、説明の冒頭に持つていって、裁判のやりっぱなしはいかぬのだ、あとのめんどうを見る、強制執行は非常に感情上対立して家裁判所のときには向かぬのだ、さういふやうなことをおっしゃるから、この提案理由ではちよつと承服しかねる、だが納得するだけの根拠があるならばお示しを願ひたいと、先ほど私は質問をいたしたわけでありまして、ところが、これに對しましては十分納得を得るものがございせん。と同時に、その根拠に至つては実に私の発した質問に對しまして御答弁もないと言わなければならぬ状態であります。お示しの資料は、今の一般的御説明をなさいました本法案の根

懇としての資料としては、とても私は承服いたしかねます。先ほどちらっと申しました別途の見地に立つての資料とするならば、これはまたそれなりの見方がございまして、当初政務次官が説明をし、宇田川局長がある御説明を加えて、そうしてその数字を示されたことについては、少くとも私が先ほど質問いたしましたその基本たる数字をお示しただきません限り、私といたしましてはこれは納得いたしかねます。この数字を近い機会に一つお示し願います。

○松原政府委員 私は法理論にはうまいものでございますから、法理的には申し上げかねますが、私の今日まで聞いておりますところでは、実は、この法律案を提出いたします以前から裁判所の方では家庭裁判につきましても、努めて親切に勧告等の手段をとってやっておる、またあるいは金を預けて帰る者に対しては預かってやっておる、ここにあげましたのは、それを新たに法律にして、あらためて法律の面で認めていただきたいというので出すのだというふうに聞いておる。その結果としてこういう数字が現れておる。もしこれを従来のような親切な手心をしないで、できないものは法の命ずるところによって執行機関によってやらせるということになれば、こういう結果は出ないものであります。実は今日まで長い間家庭裁判の方ではこういうことをばやっておる。私は、これは非常に人情に即し、社会の事実になつたところの親切なやり方だと常識上見ておりますが、そういうところからこの結果が現れましたので、これをござらん下さいますと、第四表の「履行状況」と

家庭裁判所の職員の援助との関係」というところの注には、「援助とは、主として家庭裁判所調査官が、債務者に履行の勧告をしたり金銭の授受に立会ったりして、履行を容易にするためにとつた措置」、こうあるのであります。援助してようやくこの成績に上つておるのであります。この成績を上げるまでの裁判所の苦勞を私は知つたのであります。そういう意味で、法律論としては、しるうとでございまして、よくわかりませんけれども、まことに適當な措置であつて、家庭裁判所としては常識的にも社会的にもこのくらいな親切があつてほしい、その親切をないしよにやるのではなくして、どうか公けに認めていただきたいという苦衷から出たものだといふふうに聞いておりますので、先般あのような説明をいたしました次第でございまして、佐竹委員のお答えを避けますが、事實は、この結果は非常にいいじゃないかとおっしゃるのには、そういうことをやつたからこういう結果が出たといふことをばどうぞ御了解いただきたいのでござい

○佐竹(晴)委員 それでは次官にお尋ねしますが、こういう規定を設けなくとも、いいことだから、やつてよろしい。別にそれは法律違反でも何でもないから、いいことになればそれでいい。どうもそれでは工合が悪いんだからやはり改正をしなければならぬといふので改正案をこへお出しになる以上は、何か都合が悪いところがあるのじゃないかと思うのです。そうすれば、法律改正をしなければならぬことを、いいことだから何をやつても

かまわぬといふことをあなたは認めになりませんか。それは、しるうとだから何を言つてもかまわぬといふのではありませんか。私はそれならさらにお尋ねをいたしますのであります。そうしてみんなが協力したからそれだけの成績をおさめたとおっしゃる。それならば、普通裁判所の場合でもちつとも変りがないから、普通裁判所の場合でも判決のしつぱなしや調停のしつぱなしはいかぬ、もつと普通裁判所でもなせ親切にしないか、それをやらしたらどうかといふことを、先ほどから口をすつぱくして聞いておる。政務次官としては、普通裁判所の場合でも家庭裁判所と同様におやりになる腹でござい

○松原政府委員 私は、今回のこの法案を出すまでに、予算が伴つておりますので、どういふ予算かと思ひます。今までは金などは預かるべき性質のものじゃないが、便宜上金を預かるという場合もあつた、従つて、それでははなはだあいまいでもあり、問題も起るおそれがあるからして、今度は公けにしてもらつて、小さい金庫でも各家庭裁判所の調停のところに置いて金も預かるようにしよう、そうして、家庭裁判といふものの特長性にかんがみて、この部分だけでもせめて親切に、双方の間の調停の目的を達するようにしようといふ説明でございまして、さらには、私は常識上いかにも親切な、そうあつてほしいと信じてまして同意いたしましたようなわけでございまして、さらにそのほかの一般の民事等の方面にまでこれを及ぼしてやつていくかどうかといふことにつきましては、私はまだ実

は考えておりません。まあそれはやはり執行機関は別にした方がよろうが、家庭裁判の特色は近親間のことであるからして、なるべくそこで目的が懇切に達せられるようにしてやろうといふ親切心があるといふことを、むしろ私は多と次第でございまして。

○佐竹(晴)委員 その点については、私の方ではさらにお尋ねをいたしたいのであります。次官もしるうとであると極力最初から逃げを打つておられるから、この程度にしておきまじう。しかし、少くとも宇田川局長といひましては、こういう資料をお出しになつておるのですから、こういう資料じゃなくてもお話しにならぬじゃないか、これはちつとも法案の説明の根拠にならぬじゃないかといふことを私は訴えておるのでありますから、納得できるものを一つお示しを願わなければなら

ません。それと、今の次官の御説明によつて一般裁判所の調停及び判決に対してアフター・ケアをやるべきかどうかといふ、そういう根本問題については、問題をあとに残しておきまじう。専門家であります法務大臣でもお出になりましたときに、さらに私は御質問をする機会を留保いたしておきます。

進んでお尋ねをいたしますが、審判、調停の金銭債権は、審判及び調停後これを譲渡することができると御解釈でございませうか、法務省の御見解を承わつておきたい。

○村上政府委員 審判または調停で定められます債権債務の中には、一身専属的なものもございまして、一身専属的なものに申しますれば譲渡は可能だと考

○佐竹(晴)委員 一身専属のものが、金銭債権の場合でもありませうか。

○村上政府委員 扶養請求権等につきましては、一身専属的なものが考えられると思ひます。

○佐竹(晴)委員 履行期に到達した後における扶養料の請求は、これは別途考えるべきじゃないか、一身専属のものと言ひ得ないと私は解釈いたしておりますが、これをここで論じようとは思ひません。ともかく、村上局長は一身専属以外のものは譲渡できることを認めになりました。そういたしますと、感情上強制執行が工合が悪いといふようなものに、債権を譲渡して、承継執行文を受けて第三者から執行したらいひのであつて、別に、近親もしくは近親の間にあつた者の強制執行を憂えてここに法案を提出するといふたような、そこまですきませずとも、こういう自然の方法もあるのではないかと思ひますが、これでは工合が悪いものでございませうか。

○村上政府委員 家庭裁判所の審判または調停で定められます金銭債権について考えますと、多くは近親者の間の扶養関係、あるいは離婚の場合の財産分与等であらうと思ひるのであります。扶養につきましては譲渡といふことは普通は考えられないことでござい

ますし、いわゆる離婚の場合の財産分与にいたしまして、その実質は離婚後の扶養に當る実質を持ったものが多いのではないかと考えるのであります。従ひまして、かりに譲渡が可能だといひましたとしても、これを債権のまま金にかえて、それで生活を維持していくといふことは、実情をわめて困難ではないかと考えますので、やはり審判

または調停の相手方から履行を受けるということがあるとしても必要な場合が大多数ではないか、かように考えております。

○佐竹(晴)委員 今回の提案の理由の重要な一つに、家事審判及び調停の場合においては少額債権が非常に多いということであり、自然、強制執行の方法によることがふさわしくないと、強制執行を回避する事例となるとの趣旨が述べられております。こういったときに執行費用の救助の問題はどうなりましょうか。執行費の救助は訴訟費用の救助と同じようにできないものでございましょうか。

○村上政府委員 執行につきましても訴訟上の救助の適用はあると存じます。

○佐竹(晴)委員 それならば、その執行費用救助の方法を教えるなり適当な方策によって少額債権の執行を全からしむる道と選ぶことができるのであって、裁判制度に影響のあるほどのことを、少額債権のために特に法律改正をしようとするほどの理由があるのかどうか、これを承わっておきたい。

○村上政府委員 少額の債権について一般の執行の手續によりましてことが費用倒れになる、あるいは長い期間がかかって能率的でないということは、かねて言われておることでありまして、少額債権についての簡易な取り立ての方法を考へる必要があると思うのであります。しかしながら、この法案で考へております家事債務についての特殊な履行確保の方法というのは、少額債務であるというだけの理由ではないのでありまして、この少額債務が多いという一つの理由になって、一般

に強制執行に訴えることは少ないという一つの理由として申し上げたにすぎないのでございまして。

○佐竹(晴)委員 時間がだいぶたちましたから、まだ四、五点ありますが、项目的にごく簡潔に承わっておきまして、あと許されるならば適当な機会にさらに掘り下げて伺うことにいたします。

今回のいわゆる寄託の問題について承わります。十五条の四を加えておる。「金銭の寄託を受けることができ、かつ規定いたしました寄託の効力を一つ承わりたいと思ひます。

○村上政府委員 この寄託の手續等につきましても、最高裁判所の規則にゆだねることになっておりますが、この寄託の性質は第三者のためにする寄託契約といふことにならうかと考えます。従いまして、権利者が家庭裁判所からこの金銭を受け取ったときに弁済の効果が生ずる、かように考えております。

○佐竹(晴)委員 そうすると、第三者のためにする寄託契約だとすると、債権者が受益者の意思表示をしない限り効力を生じないと考えていいのですか。

○村上政府委員 最高裁判所規則でいかにように定められますか、おそらく、寄託を受けましても、裁判所から権利者の方にその旨通知いたしまして、一定の期間内に取りに来れば渡してやる、あるいは郵便で送ってくれという申し出があれば郵便で送ってやることになるかと思ひます。一定の期間内に権利者の方で取りに来ない場合、あるいは請求しない場合、すなわち受益者の意思表示に当るものがない場合には、これ

は寄託者に返還するほかないということになるのではないかと、かように考えております。

○佐竹(晴)委員 しかば、この寄託は弁済の効力を生じない。そうして受益者の意思表示を受領すべき債権者がない限り、これをまた返還しなければならぬ。こういったような制度のできなすことは、せっかく供託という制度がありますのに、これを非常に撞着するのではないかと、これを提供する側も、寄託することによって、もうこれで一切責任が済んだ、裁判所へ預けたのだから、おれはもう責任を免れたと本人はおそらく考えるでしょう。供託とはほとんど同一の効力を生ずるようなことにしなければ、これはその寄託する者の意思に反するのではないかと思ひます。同時に、むしろ、裁判所が、いわゆるアフター・ケアとして、寄託を受けたものは直ちに供託をする、その供託手續の取次をしてあげるといったようなことにすべきではないかと思ひます。

○村上政府委員 かような審判または調停で定められた債務を履行する方法として供託の制度が利用できることは申すまでもないのでありまして、家庭裁判所のアフター・ケアとして、供託の手續を教えてやるという程度で十分ではないかということも、私も一応考えたのでございまして、供託となりましても、いろいろ手續が複雑になって参りまして、家庭裁判所に来る当事者にとつては、供託手續を利用せよということ、事実上期待できない場合が多いという家庭裁判所側の御説明でありますので、今まで事実上裁判官なり調査官が個人として預かつ

て渡しておるというようなことを、個人でなく裁判所として預かつて渡してやれるという、きわめて簡易な手續で供託によらない寄託の規定を設けた次第でございまして。

○佐竹(晴)委員 この点についてもなお私は少々意見がありますが、留保いたしまして、さらにこの際承わっておきたいのは、外国人との関係であります。外国人が日本に来て、日本で外国人との間に生まれた子供があるとする。その子供と外国人との間に家庭裁判所のごやつかいになる、あるいは夫婦であつたものの一人が外国へ行ってしまつて外国の国籍を保持した、あるいは外国へ居住するようになった、こういったような場合に、審判及び調停の効力を發揮せしめるために、本改正案にあるところの、たとえば履行の勧告をするとか、履行命令を出す、あるいは寄託を受けるとか、寄託を扱つてやるとかいったようなことは、その外国人との間における関係においてもできるものであるかどうか、また、それが困難である場合においては、国際的にどのような救済手續があるものであるか、この点を承わっておきたいと思ひます。

○村上政府委員 外国人が家事債務の債務者に当る場合には、この改正案による履行確保の方法が外国人についてとれるかどうかという御質問だと思ひますが、もとより外国人についてもとれると考えています。ただ、外国人が日本国内におります間は日本人と同様であります。日本国内に財産を残しているという特殊な場合を除きましては、

事実上実現が困難であらうということでは考えられるのであります。国外にある配偶者なり親等に対しまして扶養などの請求をするというためには、これは国際間の協力がなくては実際上実現困難でありまして、これは各国ともそういう悩みがあるわけでありまして。国際連合におきまして、この点に関する国際協力の必要を認めまして、国際連合の経済社会理事會におきまして、扶養請求の国外における実現に関する条約草案というものを起草いたしました。本年五月国連本部において条約の起草等のための国際會議が招集されることになっております。私もこの會議に参加することが望ましいと思ひておりますが、この条約草案によりまして、国外にある扶養義務者に対して扶養の請求をする場合には、扶養権利者が国内に設けられた機関に対して扶養の申し立てをいたしました、この機関は事件を扶養義務者の居住する外国に設けられた機関に送りまして、その機関において訴えの強制執行等、扶養料の取り立てに必要な手續をかわつてくる建前になっております。もしこういうような条約ができれば、関係各国がこれに加盟するということになりますと、国外における配偶者あるいは国外にある直系卑属等の扶養請求につきまして、現在見られるよりも實際上の障害が相当程度除かれることになるのではないかと考えております。

○佐竹(晴)委員 最後に尋ねたいのは、二十八条に「第十五条の三又は第二十五条の二の規定により義務の履行を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその命令に従わな

いときは、家庭裁判所は、これを五千元以下の過料に処する。」とあります。これは一回きりですか。それとも、一回通告をしたが履行しなかったから五千元以下の過料、それから次にまた催促したが返事がない、そこでまた五千元、こう繰り返して幾度もできるものでありますか、これを承わりたい。

○村上政府委員 過料の裁判がありましてもなお正当な事由がなく命令に従わない場合には、さらにまた過料の裁判をすることができ、かように解釈をいたしております。

○佐竹(晴)委員 結局、何回でもできるというのでございますか。つまり、履行命令というのを何回も発することによって、それが履行しなかつたときには、その金額五千元が五十万円になろうと五百万円になろうと、どこまでもやれるか、これを聞きたいのです。

○村上政府委員 正当な事由がなく命令に従わないという事実があります限り、何回でもやれると考へます。

○佐竹(晴)委員 それはおよそ過料の性質に反することになりはしないでしょうか。

○村上政府委員 過料はいわゆる秩序罰と称せられるものであります。私どもの理解しておりますところは、秩序罰というものは何回でも繰り返してやれるという性質のものだということに理解いたしております。

○佐竹(晴)委員 繰り返してできるにいたしても、およそその金額に限度があつて、この過料など、幾ら幾ら以下の過料に処することができるとなっているのです。それを履行しない

ということは、一つのことであつて、終始一貫おれは履行しないという腹をきめて履行しないのです。事実一つと。ところが、それを向うさんの行為によつて五十回も百回も不履行だと言ふ。債務者の方では、一回し不履行してはいない、終始一貫おれは履行しないと言ふ。それを、向うさんが百回も不履行だといつて五十万も百万も過料が取れるものだろうか。そういうことがもしできるということになると、この規定はアフター・ケアではありま

せん。罰金以上です。刑罰以上になりましよう。その財産の一切を引き揚げましよう。その威嚇になります。これは過料の性質を乱る結果になりはしないかと言ふのでありますが、そういうことを家庭裁判所がやれることになると、これはもう親切の度をこえて家庭裁判所が自分のやった調停及び審判に従わなければどこまでもやつつけるぞということになる。これは恐るべきことである。今局長のおっしゃるごとくだといたしますならば、服従しなれば全財産を取られてしまひます。それも強行する御趣旨でありま

しょうか、それをよく承わつておきたいと思ひます。

○村上政府委員 私が申しましたのは法理論を申し上げたのでありまして、實際上何百回まで過料を取るといふことが起り得るとは考へておりません。

○佐竹(晴)委員 局長は考へておられぬでしようが、熱心な家庭裁判所は、政務次官のおっしゃる親切心があつて、これくらいなことはあつてよろしいと次官もおほめになつてゐるんですから、一生懸命おやりになるかも知れません。これはある程度の限度

を定めておかなければ危険じゃないかと思ふのでございます。次から次に繰り返して取つてもかまわないというところになると相当問題だと思ふのです。その限度について考へる必要はないでございませうか。

○村上政府委員 過料の規定はほかにもたくさんございしますが、その規定が非常識な運用をされて非難をされておるような例も聞いたことはございませんし、この程度で別段差しつかえないんじやないかと考へております。

○佐竹(晴)委員 たとえば、戸籍なら戸籍を届出しなさい。それは一回きりです。そして、いやおうなしにさせて、そのときに処理する。一回督促状を出して、届けに來ない、過料をやる、またやる、また來ないなどということはほとんどありません。ところが、履行の催告の問題は、一回やつて目的を達しなかつたからもうそれつぎほうつておくとしたようなことでは目的を達しないと思ひます。ほんとうに目的を達しようとするならば、一回やつても返事がない、二回やつても三回やつても返事がない、しかし、これはどこまでも気が長に取立てるのでなければ、アフター・ケアになりません。どうせ感情上対立してゐるんです。何を

持つてきても相手にせぬと考へておるものを何とかして取るやうな手段です。から、しかも強制履行の方法でも困難な場合を可能ならしめようとするんですから、この場合においてはよほど繰り返されることを考へなければならぬ。だから、そういつた場合過料を繰り返すことについては考慮をする必要

があるではないかと私は考へるのであります。

本日はいふ時間を食いましたから、私はこの程度にしておきます。

○高橋委員長 ちょっと私からこの機会に二、三お尋ねしておきたいのです。この法案は先ほど佐竹委員からもいろいろ質問があつて明らかになつたように、非常に重大な問題を含んでおるわけであると思ひます。そこで、法務省としては、こういう重大な法案を提案しようとする場合に法制審議会の議を経るべきだと思つておるので

す。この法案についてはどうだったのですか。法制審議会の議を経られて慎重に検討されたかどうか、この点をお伺ひいたします。

○村上政府委員 この法案については特に法務大臣も法制審議会に諮問して答申を求めたという事実はございせん。ただ、こういう法律案を提案してもらいたという裁判所の希望は数年前からございまして、いろいろ重要な問題を含んでおりますので、法制審議会の民法部会で身分法の再検討に着手した後に、その身分法の委員会で技術上各委員の御意見を伺つてからにしたいということ、立案を延ばして参りまして、一昨年の九月から法制審議会民法部会に身分法の小委員会が発

足いたしましたので、この小委員会には家庭裁判所側の案を原案といたしまして数回にわたつて各委員の御意見を伺つたのであります。むしろ、この案につきまして法律技術的にいろいろ疑問を出しましたのは法務省側委員、裁判所側の委員でございまして、学者側その他一般の委員の方はぜひこの制度は作るべきだという意見が

大多数でございまして、

ものが、専門家等に言わせても、相当欠点のある、わかりにくい、運用上不便があるというような批評を聞くのですが、法務省においてはもつと根本的に家事審判法全体を改正しようとか、そういうような御意思があるかどうか、その点をお伺ひいたします。

○村上政府委員 家事審判法につきましては、委員長のおっしゃる通り、いろいろ問題があるのでございます。特に家庭事件に関する家庭裁判所の職務権限というものをどの程度まで認めることが適当かということが非常に問題なのでございます。たとえば、今未成年の子を養子にいたしました場合には必ず家庭裁判所の許可を受けなければならぬということになっております。

また、夫婦が離婚したとして、夫婦の間の子供を妻の方の氏に変えようとする場合には、やはり家庭裁判所の許可が要するということになっております。そのほか、家庭裁判所の職務権限として、果してこういうものを一々家庭裁判所に持つていかなければならぬかどうかという意味で問題になる点もございまして、また、家庭裁判所としても少し積極的に、家事審判法の第一条にうたつてあります「家庭の平和と健全な親族共同生活の維持」のために働く面があるのではないかと。ここにあげました履行確保の法案、アフター・ケアもその一つであります。が、

はかに家庭裁判所のもつと積極的に働く面があるのではないかと。この点でも検討を要する問題が多々あると思ひます。これらの点はいずれも実体法として民法の親族法、相続法にきわめて緊密な関係を持つておりますので、先ほど申し上げました法制審議会民法部会

す。ちなみに、この二十八条の二項には、「調停委員会又は家庭裁判所により調停前の措置として必要な事項を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその措置に従わないときも、前項と同様である。」「従いまして五千元以下の過料に処せられることになっておりますが、この調停前の処置も非常に数は少ないものでございますけれども、これによって過料に処せられたものは二十七年度に一件、二十八年度にはないというような調査もございますので、この過料の制裁というものは実際にあまり行わないのではないかと考えています。けれども、この過料の制裁があるために履行の勧告がやはり力強く働くのではないかと。不出頭の当事者に対して制裁の過料に処せられるこ

とになっておるから、現在、家庭裁判所におきましても、あるいはまた一般の裁判所におきましても、比較的當事者、証人その他の出頭の義務が履行されておるものと考えるのであります。従つて、さうなことであります。で、ルールの方では過料の制裁につきましては今のところ別段の考慮は払っておりません、しかしながら、ルールの制定は、三月五日の家庭規則制定諮問委員会にかまて、それから制定することになっておりますので、今のところ、どうなるか、はつきりは申し上げかねるわけでございます。

○高橋委員長 それから、政務次官はおわかりと思いますが、この予算の点は、どういふふうになっておるのでうか。

○宇田川最高裁判所説明員 政務次官にお尋ねでございますが、予算は大蔵省から内示があつて、現在予算案に計上されておるものと私は承知しておりますので、私から便宜お答えさせていただきます。

総額として二百十五万一千円、それに金庫の購入費として七十三万九千円、それから、かかような制度をしくのには判事あるいは調査官等の事務打ち合わせが必要でございますので、それが百四十一万二千円ほど入っております。なお、これに關する裁判費が多少かかると存じますが、それは大蔵省の方では実績を見て配慮するといふことになっております。

○高橋委員長 最後に、政府当局に対して、先ほど佐竹委員の質問中に資料の要求をされた点については、できるだけ早く御提出をされるよう要望いたしておきます。

神近市子君。

○神近委員 私、ちよつと遅刻して、佐竹委員の論点が最初の部分ははつきりわからなかつたのでありますが、私も、常識的に考えまして、婦人の立場から考へて、こういう制度は必要であるといふことと、それから、何とかこれがならないものかというように考へておりましたので、御趣旨はよくわかるのです。それで、ぜひ合理的な成立が望ましいといふことは考へておりませんが、今日だけしかこれの審議がないといふことで、用意の不足の点もございまして、今ちよつと一番おしまいのところで御質問を申し上げていけば、五千元の過料というところですが、これが一万円の支払額もあるが、二百万円を支払額もある。そういう場合に、非常に結果が違つてくると思ひます。非常に小額の収入しかない人ならば、過料に処せられると契約の履行ができないう状態に陥りますし、非常に高額の人であれば、金銭の面から考へても、五千元ずつ払つていけば何年間かそれで済むといふような状態になる。そこを、契約あるいは徴収されるもののパーセンテージとか何かでおきめになったら非常に合理的じゃないかと私は思ひますが、そういうことが考へられないかどうかといふことを一つ伺ひます。

○村上政府委員 先ほど家庭局長から御説明申し上げました通り、二十八条による制裁が実際に課せられるという例はきわめて少いと思ひのであります。が、特に債権額が非常に大きい場合は、この改正案で考へられておりますような履行確保の方法によらなくとも、一般の執行の手続で目的を達する

場合が多いと考へられますし、また、パーセンテージで過料を定めると、こういう民事上の裁判所の命令に従わなかつたときの制裁としてあまりに額が大きくなり過ぎるきらいもありません。で、一般の例にならぬ限りは五千元以下といふことにいたしましたのであります。が、その範囲内で、事情によりまして千円の場合もあり、二千元の場合もあり、あるいは五千元の場合もあるといふふうな、運用上適當な區別をつけられるものとして考へております。

○神近委員 よく百万とか二百万あるいは三百万とかいふような係争の場合には、私どもも見て知つてゐる範囲内では、非常に感情的になつてしまつて、そして婦人などの場合にはなかなか履行してもらえない場合がとて多々あります。それは今までいふぶん見聞きしてきて、それで、何か取り立て庁といふものがほしいといふことは、婦人たちの間でしばしば考へられたのであります。それで、零細な人に対しては私は過料はごく低く命ずべきだと思ひ、感情的になつて、そして、もうてんで履行しないという形になつて、五千元程度では、ただ一日の小づかいを取り上げられる程度にしか痛痒を感じない。これをそんなに発動することはないだろうという想定のもとでお答えになつてゐるんですけれども、私どもは、高額者に限つては相当執拗にやるべき必要があると思ひます。それでちよつと伺つてみたんです。

○村上政府委員 数百万といふような非常に高額な債務を負担した当事者が、支払う能力があるにもかかわらず払わないといふ場合もまれにはあると存

じますが、ただいま神近委員の仰せのように、もし、その当事者が、五千元ばかりの過料では一日分の日当にすぎないからといふようなことで、これを無視するといふようなことでありますれば、先ほど佐竹委員からいろいろ御質問があつたのであります。が、一回に限らないのであります。履行するまで過料に処するといふことも考へられるのであります。また、一方、数百万といふような債権額でございしますならば、執行吏に委任をして、一般の強制執行の方法で取り立てるといふことも十分可能かと考へますので、その方法とあわせ用ゐることによりまして、現在よりは権利の履行が容易になるのではないかと考へております。

○神近委員 もう時間も大へん来ておりますから、私はもう少し研究の日を与えてほしいと思つたんですけれども、ごく断片的なことを伺ひます。この寄託は、権利者と義務者と両方できまうか。

○村上政府委員 これは、義務者、すなわち金を払わなければならぬ立場にある人だけが寄託するわけでございします。

○神近委員 私、そういう意味じゃなかつたんです。受け取る方の側からそういうふうな寄託をさせてくれといふ申請ができますかといふことです。

○村上政府委員 権利者の側で裁判所に取に来るようにはしてもらいたくない希望であります。調停の場合ですと、調停条件の中にいつ幾日金幾らを書いてもらへば、その規定によりまして、義務者が家庭裁判所に金銭を寄託するといふ義務を負うことになり

ますので、それで目的を達するんじゃないかと考へます。

○神近委員 調停ができるときにそれを一つの条件として入れておかなければできないわけですね。

○村上政府委員 さうであります。

○神近委員 その寄託も、取りに来なかつたら寄託者に返してしまふとさうきおつたやうですけれども、私、それではちよつと不親切だと思ひます。その寄託されたものを預かつておく期間は大体何年ぐらいとお考へになつてゐるのでしょうか。

○村上政府委員 これは、いつまでも預かつておくわけにも参りませんので、権利者の方で受け取る気がなければ寄託した義務者の方に返さなければならぬといふ趣旨で申し上げたのであります。その期間をどれくらいにするのが適當かといふようなことは、これは最高裁判所の規則で定められることになつておるもので、あるいは家庭局長の方で何か腹案があるかもしれせんから、家庭局長から……。

○宇田川最高裁判所説明員 寄託の期間につきましては、目下ルールの制定を準備中ではありますが、いろいろ議論が出ておりました。まだ結論に達しておりませんので、こゝでどうともお答えできないのであります。しかしながら、寄託を受けた場合には、必ず債権者の方に通知いたしまして、早く取りに来るようになつていふようなことをいたしますから、その点につきましてはさう御心配ないのじゃないかろうか、寄託を受けて取りに来る間相当期間置いておけば、その間に場合によつては一回でなく二回ぐらいまで実情は通知するようになるのではなからうかと思

いますので、そう御心配いららないの
じやなかろうかと思ひます。しかしな
がら、せつかくそういう神近委員の御
心配もございまして、寄託期間につ
いては十分考慮いたしたいと存じてお
ります。

○神近委員 それから、調停あるいは
審判などで実際に決定する額が請求者
の申し立てよりも非常に低いというこ
とは、これはもうみんな言っているこ
となんで、大体十分の一というように
考えられているようだけれども、そ
の点どういふうでございしますか。そ
れから、もう一つ、その査定をなさる
ときの御協議があるはずで、そのと
きに、これは最近もございましたけれ
ども、夫の方が財産を隠して、実質的
にはもつと負担ができるのに、負担が
できないというのを言ひ立てて、と
うとう非常な、非常なじやございま
せんでしたけれども、大体調停に立ち
会った者が異議を申し出た額、それは
私が考えていたものの半額だったので
すが、またその半額というところに
落ちついて、あとで支払い能力はうん
と持っておるということが問題になっ
たのですけれども、大体十分の一ぐら
いで平均はきまっていますんでしょ
うか。そして、その財産の申し立てに
ついての御調査というふうなものが行
われてから査定されるものでしょうか。
○宇田川最高裁判所説明員 先般お渡
しいたしました法律案の参考資料にも
ございしますように、慰謝料、財産分与
の額等は、お説のようにきわめて低い
ものが多いようでございします。これ
は、日本の経済事情が悪いために、債
務者の方、多くの場合夫が多いのでご
ざいしますが、夫に支払い能力がないと

いうことからかように低くなつておる
のではないかと存じますが、最近何と
申しまして一般的な国民生活が非常に
高まつて参りまして、ベース・アップ
なども相当ございしますので、慰謝料あ
るいは財産分与の額についてもこれを
上昇せしめなければいけないという考
え方が、裁判官の中にも調停員の中
にも圧倒的に多いので、額の上昇につ
きせつかく努力しておるわけでありま
す。しかしながら、従来は、實際債務
者が財産を持っておるにもかかわら
ず、先ほど神近委員のお話のように財
産を隠してしまつたために、裁判所にも
調停委員会にもどのくらい債務者側が
財産を持っておるかつかないため
に、慰謝料、財産分与の額が低かつた
ということは事実でございしますが、最
近家庭裁判所に家庭裁判所調査官とい
う制度ができました、財産の状態など
をいろいろの面から調査するというよ
うなことをいたしておりますので、以
前よりは、財産を隠したために財産が
わからぬ、従つて慰謝料の額、財産
分与額が適当にきまらなかつたとい
うようなことは少なくなりつつあるのが実
情でございします。各地の家庭裁判所に
おきまして、この点につきまして
は、調査官の適切な活用によりまして
適正な慰謝料あるいは財産分与の決定
をいたすように、せつかく努力を払う
ように考えております。

○神近委員 それでは、その場合、請
求者から、こういうような隠し方をし
ておるといふようなことは、調査官に
申し出られますか。
それから、第一表に内縁関係の事件
が非常に多いのです。日本の民法の内
縁関係というものに私ども今いろいろ
の疑いを持っております。これは早く
正式の結婚の届出をさせなければなら
ないというトラブルがよつちゅう起つて参
りますから、その点で内縁関係とこの
調停事件との関係についてちよつと御
感想を伺わさせていただきますと思ひ
ます。
○宇田川最高裁判所説明員 財産の額
等に関する調査官の調査というものは、
家庭裁判所の裁判官の命令によつて行
うことになっております。従いまし
て、家庭裁判所の裁判官なりあるいは
調停委員会におきまして、調査をして
くれというような申し出がございま
す、裁判官から調査官の方に調査命令
というのがございまして、それで調査官
が調べることになっております。直接
調査官に調査を申請するという道は今
のところ開かれておりません。
なお、内縁関係の問題、これは非常
にむずかしい問題でございしますが、日
本の婚姻法が法律婚の制度をとつてお
りますために、実際上は夫婦として法
律上の夫婦とあまり変りないような生
活をしているにかかわらず、婚姻の届
出がないために内縁関係になつておる
というものが非常に多い。これにつ
いては立法的に大いにいろいろ考えなけ
ればならないものがあると存じます。
家庭裁判所の事務におきましては、そ
の内縁関係が、ただ届出がでないとい
うだけ、あるいは怠つていふといふ
ような場合もありましようし、そうい
うような事案につきましては、普通の
夫婦間と同じように、慰謝料の額等につ
いて相当考慮が払われていることと
私存じております。この統計によりま
しても、一般よりもたしかに低いので
ございしますが、相当考慮が払わ

れておると考えられるのじやないかと
存じます。
○高橋委員長 他に御質疑がなけれ
ば、本日はこれにて散会いたします。
午後一時十六分散会